

【青森県作成】高齢者施設・障害者施設等の職員への集中的検査 Q&A

※各施設に配布する抗原検査キット数は、県(中核市)関係課が把握する職員数などに基づいて決定しています。(配布数について、事前に施設に照会しない方法)
 上記職員数が不明な施設については、類似施設の職員数と同等数量で配布しています。

No.	区分	施設からの質問	回 答
1	01事業趣旨	R4.4月にも検査キットの配布があったが、今回の配布は前回と何が違うのか？	【R4.4月：(通称)積極的検査】 ※行政検査ではなく、県独自事業として実施。 福祉・児童施設で積極的にコロナ検査を行ってもらうため、検査キットを配布したものです。 対象者・実施時期等、施設側の状況に合わせて流動的に実施可能として実施しました。 【今回：集中的検査】 県内全域で感染が拡大していることから、ハイリスクの方が利用する施設である高齢者施設・障害者施設を対象として、行政検査として実施するものです。<u>実施時期・回数等を定めた検査計画に沿って、実施することになります。</u>
2	01事業趣旨	当該検査は任意か。実施しないことで不利益なことはないか。	今回の集中的検査は、行政検査として実施しているため、施設側の意向に依らず検査キットを配布しています。 検査を行う事でクラスター発生を未然に防ぐことに繋がるため、事業主旨にご理解いただき、本検査にご協力くださるようお願いいたします。
3	01事業趣旨	検査は、「任意検査」か。検査に同意しない職員は、「未実施」で差し支えないか。	今回の集中的検査は、行政検査として実施しているため、施設側の意向に依らず検査キットを配布しています。 検査を行う事でクラスター発生を未然に防ぐことに繋がるため、事業主旨にご理解いただき、本検査にご協力くださるようお願いいたします。 ・施設職員の中で「受検した方」と「未受検の方」が混在する状況となると、施設の状況が把握しにくくなります。施設代表者様から各職員の方へ事業主旨をご説明いただき、受検の同意を得ることに努めてくださるようお願いいたします。
4	02配分等	抗原検査キットの配布対象はどういう施設か。	本事業では、入所系と通所系の高齢者施設及び障害者施設を対象としています。
5	02配分等	抗原検査キットが足りない場合はどうしたらよいか。	県(中核市)関係課へ届出している職員数より配布数が少ない場合には、不足分を追加配布しますので、県関係課へご相談ください。
6	02配分等	抗原検査キットが余った場合はどうしたらよいか。	施設側で有効活用していただいて差し支えません。 ・濃厚接触による待機職員の待機期間短縮のための検査 ・施設に出入りする委託業者等への検査 など。
7	02配分等	同一法人内の事業所間で抗原検査キットを融通してもよいか。	・配布施設の職員への検査を行った上で、検査キットが余った場合には、融通することは差し支えません。 ・融通を受ける施設については、「検査管理者、連携医療機関の選定」「検査結果の報告」が必要となります。

No.	区分	施設からの質問	回 答
8	02配分等	抗原検査キットの追加配布はあるのか。	・R4.4月に実施した検査キット配布(積極的検査)について、追加配布の予定はありません。 ・集中的検査としての検査キット配布について、9月以降も延長して実施するかどうか、現時点では未定です。
9	02配分等	場所を取るので次回から送らないでもらいたい。	今回の集中的検査は、行政検査として実施しているため、施設側の意向に依らず検査キットを配布しています。検査を行う事でクラスター発生を未然に防ぐことに繋がるため、事業主旨にご理解いただき、本検査にご協力くださるようお願いいたします。
10	02配分等	濃厚接触者となって自宅待機している職員に抗原検査キットを直送してもらうことは可能か。	配送先は各施設あて1か所ですので、職員の自宅等への配送はできません。お手数ですが、貴施設にて受取り・郵送等についてご対応ください。
11	02配分等	施設から濃厚接触者となって自宅待機している職員に抗原検査キットを郵送等した場合、その費用について請求できるか。	検査キットの費用等は、県(中核市)で負担しますが、貴施設から濃厚接触者となった職員の方の自宅等への郵送等にかかる費用について、県(中核市)に請求することはできません。
12	03検査対象	事務職も当該検査の対象か。	県(中核市)関係課へ届出している職員数に事務職が含まれていない場合、配布数が不足します。 ・入所(利用)者と接する機会がある事務職員については、本検査の対象と捉えています。 ・検査キットの不足がある場合には、県関係課へご相談ください。
13	03検査対象	施設入所者に対して当該検査を実施してよいか。	今回の集中的検査は、施設の職員を対象としています。 ・配布施設の職員への検査を行った上で、検査キットが余った場合には、入所者の検査を行っていただくことは差し支えません。(検査結果報告の際に、追加計上。)
14	03検査対象	施設内にいる委託業者の職員も当該検査の対象か。	今回の集中的検査は、施設の職員を対象としています。 ・配布施設の職員への検査を行った上で、検査キットが余った場合には、委託業者の職員の検査を行っていただくことは差し支えせん。(検査結果報告の際に、追加計上。)
15	03検査対象	週に数回勤務の非常勤職員も検査対象か。	県(中核市)関係課へ届出している職員数に当該非常勤職員が含まれていない場合、配布数が不足します。 ・入所(利用)者と接する機会がある非常勤職員については、本検査の対象と捉えています。 ・検査キットの不足がある場合には、県関係課へご相談ください。
16	03検査対象	同一法人内の複数の施設を兼務する職員は、いずれか一方で検査すればよいか。	良いです。
17	03検査対象	検査実施のタイミングで、症状がある職員も当該検査を実施してよいか。	症状がある場合には医療機関を受診していただくことが基本ですが、受診前の自己検査として当該検査を活用していただくことが可能です。
18	03検査対象	濃厚接触者として自宅待機している職員の職場復帰に向けた検査として、当該検査を実施してよいか。	実施することが可能です。 ・検査管理者の監督下で検体を自己採取することになりますので、オンライン上(SNS、TV通話等)での採取立会い等、実施方法をご検討ください。

No.	区分	施設からの質問	回 答
19	03検査対象	PCR検査結果待ちの職員も当該検査の対象か。	今回の集中的検査は、全6回を計画していますが、都合により、部分的に受検することは差し支えません。 ・PCR検査結果待ちの場合、結果判明後に陰性となった際には、受検可能なタイミングで検査を実施くださるようお願いします。
20	03検査対象	コロナ療養明けまでもない職員も当該検査の対象か。	今回の集中的検査は、全6回を計画していますが、都合により、部分的に受検することは差し支えません。 ・療養明け間もない場合には、一定期間(1週間程度)空けてから、受検可能なタイミングで検査を実施くださるようお願いします。
21	04検査方法等	検査は嘱託医(配置医師)や看護師等医療従事者が行うべきか。	・嘱託医(配置医師)や看護師が、鼻咽頭ぬぐい液を採取して実施することも可能です。 ・医師が不在の施設で職員が自己採取して検査を行う場合には、検査管理者の選定を行い、検査管理者の管理下で検査を実施してください。
22	04検査方法等	検査管理者は設定しなければいけないのか。	本検査で使用する抗原定性検査キットは、体外診断用医薬品であり、その使用に当たっては、国のガイドラインに基づき、検査管理者を設置し適正に実施していただくことが必要ですので、ご理解願います。
23	04検査方法等	検査管理者になるために資格は必要か。	検査管理者になるために特定の資格は必要ありません。また、施設長や特定の職種である必要もありません。 検査管理者となるためには、検体の採取、判定の方法、その他の注意事項に関して「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」と使用する抗原定性検査キットに係る添付文書等の内容を理解し、「理解度確認テスト」を学習することが要件になります。
24	04検査方法等	検査管理者は複数人設定してもよいか。	設定人数に上限はありませんので、施設の実情に応じ、ご本人の同意を得た上で設定してください。
25	04検査方法等	キットを自宅に持ち帰るなど、職員が勤務する施設以外で検査することは可能か。	実施することが可能です。 ・検査管理者の管理下で検体を自己採取することになりますので、オンライン上(SNS、TV通話等)での採取立会い等、実施方法をご検討ください。
26	04検査方法等	配布された検査キットが、職場で従来使用している物と違うが性能に問題ないか。	今回配布する検査キットは、薬事承認を受けた医薬品であり、性能に問題はありません。 ・検査キットの添付文書等、決められた使用方法に従って検査を実施してください。
27	04検査方法等	抗原検査キットの検査は、全職員が同じタイミングで一斉に行う必要があるのか。(各職員の検査日にばらつきがあってもよいのか。)	必ずしも一斉に行う必要はなく、各職員が週2回・合計6回受検出来るよう、職員の勤務状況に応じて検査日を設定してください。
28	04検査方法等	検査はいつまでに行う必要があるのか。	8月第2週～8月末までの実施で、検査計画を立てています。 1人あたり全6回の検査終了後、使用実績について、 9月9日(金)までに県庁に報告 をお願いします。
29	04検査方法等	職員1人あたり、何回検査するのか。	1人あたり6回の検査を計画しています。
30	04検査方法等	当該検査の検査間隔は、何日程度あけるべきか。	1週間に2回検査出来るよう、各施設において検査スケジュールを組んでいただくことになります。 検査間隔については、少なくとも1日以上空けて設定してください。

No.	区分	施設からの質問	回 答
31	05検査結果等	当該検査で陽性判定となったら、陽性者として確定になるのか。	陽性の検査結果をもって陽性者として確定ではなく、医師の診断によって確定となります。（確定診断） なお、陰性の検査結果となっても、陰性が証明されていることではないことに留意し、引き続きマスク着用や手指消毒等、感染予防策の徹底をお願いします。
32	05検査結果等	当該検査で陽性が判明した場合、どこに連絡するべきか。	「 配置医師 」、「 嘱託医師 」又は「 検査実施に係る連携医療機関 」へご相談ください。 上記相談先で解決しない場合には、青森県臨時Webキット検査センターへ報告し、医師の診断を受けることも可能です。 ・いずれの場合でも、相談がスムーズに進むよう、 検査結果判明後の検査キットの結果を画像として残しておくことがポイント です。
33	05検査結果等	今回の検査で職員の陽性が判明して陽性者と確定した場合、当該職員の同居家族は全員検査を受けなければならないか。それとも、検査なしで全員自宅待機になるか。	陽性者発生に伴う調査について保健所で判断を行いますので、まずは管轄保健所にご相談ください。
34	05検査結果等	自宅と職場で保健所の管轄が異なるが、当該検査で陽性になった場合、どちらの保健所に誰が連絡すべきか。	検査結果が陽性となった場合には、施設代表者が「 配置医師 」、「 嘱託医師 」又は「 検査実施に係る連携医療機関 」へご相談ください。 上記相談先で解決しない場合には、青森県臨時Webキット検査センターへ報告し、医師の診断を受けることも可能です。 ・いずれの場合でも、医師が診断して保健所へ届出が行われ、関係する保健所間で情報が共有される体制となっています。
35	05検査結果等	抗原検査陽性となった場合、その検査をもって陽性を確定するのか。それとも、抗原検査陽性となった者が後日医療機関を受診し、PCR検査を受けるべきか。	陽性の検査結果をもって陽性者として確定ではなく、 <u>医師の診断によって確定となります。（確定診断）</u> 当該医師の判断により、当該検査結果での診断又は追加検査を行った上での診断となります。
36	05検査結果等	当該検査で多数の陽性者が発生した場合、施設の運営はどこに相談すればよいか。	クラスターが発生した施設に対して人的支援を行う体制がありますので、まずは、「検査実施の手引き」に記載の問合せ先にご相談ください。
37	06実績報告	抗原検査キットの使用実績について、報告の必要はあるか。	1人あたり全6回の検査終了後、使用実績について、 9月9日（金）までに県庁に報告 をお願いします。
38	06実績報告	検査結果の報告は、法人単位か。施設単位か。	施設ごとに報告していただく形です。施設ごとに報告書を作成いただき、法人でとりまとめたの提出でも構いません。
39	06実績報告	陰性の場合も検査結果の報告は必要か。	県庁への報告について、検査キット使用数と陽性判定数の報告をお願いしており、陰性判定数の報告は不要です。
40	07保管管理等	抗原検査キットは冷蔵庫で保管しなければならないか。	常温（30℃以下）で保存が可能です。
41	07保管管理等	使用済みの抗原検査キットはどのように廃棄したらよいか。	施設が使用済み抗原検査キットを廃棄する際には、契約を締結している産業廃棄物回収業者に取り扱いを確認した上で、廃棄してください。